

法人等の員外利用に関するご案内

生活協同組合ユーコープ 2025 年 5 月改訂

※「ユーコープ宅配利用約款」については、ユーコープホームページに掲載

(目的)

第1条 本案内は、生活協同組合ユーコープ（以下、「生協」といいます）が、消費生活協同組合法第12条4項3号に基づき、同法施行規則第11条1号イに定める施設を設置する者（以下、「法人等」といいます）に、宅配事業（おうちCO-OP）及び配食事業（夕食宅配マイシィ、健康管理食）の員外利用（以下、「本利用」といいます）を認める場合のルールを定めるものです。

(本案内に定めない事項)

第2条 本案内に定めない事項は、「ユーコープ宅配利用契約約款」（以下、「約款」といいます）が適用されます。この場合、約款において「利用者」とあるのは、「利用法人等」と読み替えます。

(利用条件)

第3条 本利用の主体となる「法人等」は、「学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者」に限られます。

2 約款第5条（利用制限）の定めに加え、本利用は、法人等が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、生協から当該便宜の供与に必要な物品の供給を受ける場合に限られます。

3 利用法人等は、生協の宅配事業及び配食事業を利用するにあたり、前項を遵守するものとします。

(利用登録)

第4条 約款第3条（利用登録）1項の定めにかかわらず、法人等は、生協に対し「員外利用登録申請書」を提出し、生協が申請を承諾した場合には、生協の宅配事業及び配食事業のサービスを利用することができます。ただし、宅配事業及び配食事業の運営上の理由から、生協の対象地域内であっても、各事業をご利用できない場合があります。

2 約款第3条（利用登録）2項の定めにかかわらず、法人等は、前項の利用登録の際、利用代金その他の宅配事業及び配食事業の利用に伴い発生する全ての金銭債務（以下、「代金等」といいます）の支払方法について、以下の（1）、（2）、（3）のうち、いずれかを指定しなければなりません。

（1）口座振替

（2）コンビニ払込票による払込

（3）生協の指定口座（ゆうちょ銀行）への振込

3 法人等は、前項において口座振替を指定した場合、本条1項の利用登録の際、生協の定めに従って、代金等の支払に利用する銀行等金融機関の振替（引落）口座の登録を行うことが必要です。この場合、約款第3条（利用登録）6項の定めにかかわらず、法人等は、当該口座登録が完了するまでは、宅配事業及び配食事業を利用することはできません。

4 約款第3条（利用登録）7項の定めにかかわらず、利用登録をした法人等（本案内において「利用法人等」といいます）は、代表者等、利用登録の際に届け出た事項に変更があった場合、生協に対し、遅滞なく、所定の方法で変更内容を届け出るものとします。

(商品のお届け)

第5条 約款第7条（商品等のお届け）1項の定めにかかわらず、商品の配達場所は、法人等が利用登録の際に配達先として指定した場所とします。この場合、各利用法人等が商品を受領したとき（合理的な理由により、あらかじめ利用法人等と確認した場所に商品を留め置いた場合は、その時）に商品の引渡しを完了し、所有権が利用法人等に移転するものとします。

(宅配サービス料)

第6条 約款第31条（宅配サービス料）の定めにかかわらず、宅配サービス料は免除とします。

(「コンビニ払込」又は「振込」の場合の特則)

第7条 利用法人等が、第4条2項において「コンビニ払込」又は「振込」を指定した場合、以下の（1）から（5）までの定め及び第9条1項（2）が適用されます。

（1）注文

約款第23条（商品）の定めにかかわらず、宅配事業（おうちCO-OP）の商品のうち、利用法人等が注文できるのは、一般商品（注文コードが3桁又は4桁の商品）に限られます。

（2）支払期限

約款第32条・第39条・第46条（代金等の支払期限）の定めにかかわらず、代金等の支払期限は、当月第1週又は前月第5週（※）から当月第4週までに配達した商品代金及びその他の債務につき、翌月末日までとします。（※前月が29日を超える場合で、当月の初日が木曜日以降の場合の前月

の第4日曜日から当月の第1土曜日)

(3) 手数料

- ・コンビニ払込の場合の払込手数料は、生協の負担となります。
- ・振込の場合の振込手数料は、利用法人等の負担となります。

(4) 遅延損害金・延滞手数料

約款第14条(代金等未払いへの対応)1項、2項の定めにかかわらず、利用法人等が本条1項(2)の支払期限までに代金等を支払わなかったときは、生協は、利用法人等に対して、支払期限の翌日を起算日として年10.95%の割合による遅延損害金及び延滞手数料200円を請求することができます。

(5) 再請求等

利用法人等が本条1項(2)の支払期限までに代金等を支払わなかったときは、約款第14条(代金等未払いへの対応)の定めにかかわらず、生協は、利用法人等に対し、支払期限の翌月15日までに、再請求を行います。再請求にかかる支払期限は同月20日(※)までとします。(※20日が土日祝日の場合は翌営業日)

(反社会的勢力の排除)

第8条 利用法人等は、生協に対し、現在かつ将来にわたって、以下の各号をいずれも確約します。

- (1) 自ら、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)
)又は自らの代理人・媒介人等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと

- (2) 本利用が、反社会的勢力の活動を助長せず、又は、反社会的勢力の運営に資さないこと

2 利用法人等は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為をしていないことを確約し、かつ将来にわたっても行わないことを確約します。

- (1) 自己の名義を反社会的勢力に利用させて、第4条1項に基づき員外利用登録を申請する行為
(2) 生協に対する暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 生協に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(4) 偽計又は威力を用いて生協の業務を妨害し又は信用を毀損する行為
(5) 本利用を反社会的勢力に委託する行為

3 利用法人等は、生協が本条1項及び2項の該当性の判断のために調査を要する場合、その調査に協力するものとします。

4 生協は、第9条1項(3)に基づき利用休止、利用終了又は売買契約を解除したことにより利用法人等に損害が生じても、損害を賠償する責任を負わないものとします。

(利用契約の終了)

第9条 約款第6条(利用休止・利用終了)5項の場合に加えて、生協は、利用法人等が以下の各号のいずれかに該当した場合、利用休止、又は、利用登録を抹消し、当該利用法人等との間の宅配事業及び配食事業の利用契約を終了させること(利用終了)ができます。この場合、生協は、すでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用法人等の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものとす直ちにすべての債務の履行を請求できるものとします。

- (1) 第4条1項の員外利用登録申請書の記載に虚偽があった場合
(2) 第7条1項(5)の再請求にかかる支払期限までに代金等が支払われなかった場合
(3) 第8条1項に違反したとき、又は、同項の確約にもかかわらず同項各号のいずれかに該当する((2)については「助長」し又は「運営に資」する)事実が判明したとき、又は、第8条2項各号のいずれかの行為が行われたとき

(本案内の変更)

第10条 生協は、宅配事業及び配食事業に関する本利用のサービスの充実・合理化、利用法人等の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配事業及び配食事業に関する本利用の円滑な実施のため必要がある場合に、本案内を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本案内を変更する旨、変更後の本案内の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用法人等への周知を図ります。

①利用法人等への配布・②電子メールの送信等の電磁的方法

③WEBサイトへの掲示・④定款に定める公告その他の生協が定める適切な方法 以上